松原市立松原第七中学校 校長 松岡 日出雄

中学校におけるプール授業について(お知らせ)

平素より本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。 また、この間の「新型コロナウイルス感染症対策」について、ご協力・ご支援ありがとう ございます。

さて、標記につきまして下記の通り実施しますので、引き続きご理解・ご協力をよろしく お願いします。

記

1. 今回の「新型コロナウイルス感染症対策」につきまして、各教科で感染予防をとりながら実施しております。体育の授業においては、「感染症対策」及び「熱中症対策」に配慮し水泳の授業を行いますのでご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

(右頁の「資料」を参照してください…スポーツ庁の通達、大阪府教育庁の対策マニュアル)

- 2. 授業の際には、府教育庁の感染症対策マニュアルに従って実施し、3 密も避けながら「更衣室の変更」「換気の徹底」「授業の進め方の工夫」「消毒」などの対策を取らせていただきます。
- 3. 体育の授業にかかわらず、体調などご心配なことがありましたら連絡してください。
 - ※ 今月、6月17日 (木)、18日 (金) に水着販売を予定しております。 (別途、「お知らせ」を学年より、配らせていただきます。)

参考資料

1.「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」…スポーツ庁通達より抜粋

体育は実技を伴う教科であるため、特に生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、感染リスクへの対策が必要となります。

スポーツ庁としては、感染症の専門家の見解を踏まえて、今年度における学校の水泳授業の取扱いに ついて、以下のとおり考え方をお示ししますので、これを踏まえて適切に対応していただくようお願い します。

学校プールについては、学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号)に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されております。

一方で、水泳の授業においては、複数クラスによる合同授業の実施に伴い多くの生徒が同時に プールや更衣室を使用したり、複数の生徒が組になる形態で安全の確認をしながら学習を行うな ど、生徒の密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要がありま す。

2.「水泳の授業について」…府教育庁新型コロナウイルス感染症対策マニュアルより抜粋

学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号)に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低く授業は可能とされているが、実施にあたっては「3密」の場面を避けるなど、十分な対策を講じること。

- ○プール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。また、ドアノブやシャワーの水栓など生徒が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行う。
- ○生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないように指導する。
- ○教員が生徒の介助等で入水する際には、水泳指導用マスクを利用するなどの対策を講じる。